

泉小学校 いじめ防止基本方針



所沢市立泉小学校
(令和5年9月改定)

泉小学校 いじめ防止基本方針

基本的な考え方

いじめの定義について	1
いじめの理解について	2

取組と対応

1 いじめの防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめへの対応	4
4 家庭・地域・関係機関との連携	6
5 重大事態への対応	7
※ いじめ対応の流れ	8

泉小学校いじめ防止基本方針

基本的な考え方

いじめに対しては、未然防止、早期発見及び早期対応を行うことが重要です。そのために学校は、保護者及び地域・関係機関といじめに向き合う際の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的に対応する必要があります。

また、市内では3年にわたり生徒の命に関わる事案が発生した経緯があります。私たちは、このことを教訓とし、いじめへの対応を学校における最重点事項の一つとして捉え、いじめを許さず、全件解消に向けた取組を続けていかなければなりません。

泉小学校では、本方針に示す姿勢・考え方のもと、一人一人すべての児童が、安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの定義について

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の規定によります。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの理解について

いじめには、共通の認識をもって対応します。

いじめは、どの子にも、どの学校においても起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやからかい等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が、入れ替わりながら被害も加害も経験します。どのような様態のいじめであっても、心身に重大な影響を与える危険を有していることを認識して対応します。

いじめの認知にあたっては、前述の定義に則して、いじめに該当するか否かを判断します。ふざけ合いやけんかに見える状況についても、児童の感じる被害性に着目し、「心身の苦痛を感じている」かどうかを確認するとともに、教職員の目が届きにくい場面での被害も想定して、事実関係や背景事情を丁寧に把握します。

また、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や所属集団の構造上の課題（例えば、規律や秩序の未確立等）を防止・改善し、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を向け、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成していきます。

取組と対応

1 いじめの防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい学級づくりを行うとともに、道徳や学級活動等において、児童がいじめについて考え、一人一人が自分にできることを考える機会を設けます。

また、担任を中心に、他の教職員、養護教諭、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等が連携して、多くの目で児童を見守り、いじめの未然防止に努めます。

① 集団づくり・人間関係づくり

児童のあたたかい関係を育むために、SGE（構成的グループエンカウンター）や、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）等の手法を取り入れた指導・支援を行います。また、大学等と連携し、教育相談に関する教職員研修を継続的に実施して児童の支援に生かします。

② 人権意識を高めるための取組

人権に関する教職員研修を定期的実施し、最新の情報や考え方を理解するとともに、児童がお互いの人権を尊重する意識を高められるよう取組を行います。

ア いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童はもちろん、加害児童や周囲の人たちにも大きな傷を残すものであり、決して許されないことを児童に理解させます。

イ いじめは不法行為

発達段階をふまえながら、いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当することを児童に理解させます。

ウ いじめの四層構造

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。この四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう指導します。

③ 道徳教育の充実

道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心を育み、「いじめをしない・させない」資質を養います。

④ 情報モラル教育の充実

関係機関と連携し、児童がインターネット・各種SNSを適切に使用する能力・態度を育成します。利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発します。

市教育委員会より一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用する際のルールを学校と家庭で確認し、継続的な指導を行います。

⑤ 配慮が必要な児童への支援

生徒指導・教育相談上、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の状況や特性等をふまえた支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」に意図的に焦点を当て、声なき声や微かなサインを捉えられるようにします。日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援を行います。

2 いじめの早期発見

① 定期的な実態把握

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回）、個人面談、児童との日常のやりとりを通して、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めて状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。

② 相談体制の充実

心のふれあい相談員、スクールカウンセラーの存在を児童・保護者に周知し、相談しやすい環境をつくります。また、担任を中心に、他の教職員、養護教諭、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等が連携して、多くの目で児童を見守るとともに、気になる児童には積極的に声をかけます。

③ 教職員の指導力向上

教職員は、研修を通して、いじめの兆しを発見する目を養うとともに、指導力の向上を図ります。埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」等を活用して、いじめの防止・対応に関する研修を行い、全職員共通理解のもと、個々の児童への指導の充実を図ります。

3 いじめへの対応

① いじめに対応する体制

学校におけるいじめへの対策を実効的なものとするため、「泉小学校校内いじめ対策組織」を設置します。本組織は、いじめの相談及び通報の窓口となるとともに、いじめの認知、情報の把握と記録等を組織的に行い、年度当初や月1回などの定例会議等、必要に応じて会議を招集して以下の役割を担います。

	役割	構成員
1 定例会議	<ul style="list-style-type: none">・防止対策の推進・情報収集、記録・原則月1回の生徒指導委員会の後等に行う	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導委員会の構成員^{※1}・いじめを扱う際は、「校内いじめ対策組織」の会議として明示し行う
2 拡大会議	<ul style="list-style-type: none">・解消に向けた取組の検討・関係機関との連携の検討	<ul style="list-style-type: none">・①に加え、必要に応じ、当該学年職員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等
3 対応チーム	<ul style="list-style-type: none">・重大事態または困難ケース発生時の対応・重大事態に係る調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・校長を中心とし、原則、本対策組織の構成員からチームを編成して対応する・必要に応じ、市教育委員会や警察等、関係機関や専門家の指導助言を得る

※1 生徒指導委員会の構成員 … 校長、教頭、生徒指導主任、各学年担当、養護教諭

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 【いじめ防止対策推進法】

② 相談体制の充実

いじめが起きた際は、何より、いじめを受けたとする児童に寄り添って対応します。

児童が自身の思いを表現できるよう環境を整え、担任または校内いじめ対策組織の構成員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー等、話しやすい職員が対応するようにします。

③ いじめる側の児童への指導

ア 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童への指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、行為が続くなど状況が改善しない場合は、一定期間の別室指導等、個別の対応も検討します。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じ警察と連携して対応します。

イ 保護者と連携した取組

いじめる側の児童の保護者にも状況を伝え、保護者とともに状況の改善を図ります。

本「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載し、児童・保護者に周知するとともに、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにします。

ウ 加害児童に対する成長支援

教育の場である学校として、いじめる側の児童の成長支援に積極的に取り組みます。

必要に応じ、心理・福祉等の専門家とも連携して、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な支援を行います。

④ いじめの解消の見届け

いじめは、謝罪や和解のみをもって解消とはなりません。各種指針によると、いじめの解消には、次の2つの要件が満たされている必要があるとされています。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること(少なくとも3か月を目安とする)。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子等の状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、あらためて状況を注視していきます。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童が当該いじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人またはその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

- ※ いじめが解消している状態とは、あくまで1つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることをふまえ、教職員は当該いじめの被害・加害児童について、日常的に注意深く観察を続けます。
- ※ 6年生については、卒業をもって直ちに解消しているものと判断することがないように、中学校への引継ぎを行います。
- ※ 校内いじめ対策組織の記録は、会議実施後3年間保存します。また、定例のアンケート調査は、いじめと認知したものを一覧にまとめ、在学中及び卒業後5年間保存します（児童が回答した用紙の原本は、小学校卒業時まで保存します）。ただし、重大事態についてはこの限りとせず、必要な期間保存します。

⑤ 市教育委員会への報告

学校は月例の「生徒指導状況報告」等において、いじめの認知及び対応等について、所沢市教育委員会に報告します。ただし、重大事態や困難なケースについては、月例報告の時期を待たず速やかに報告します。また、必要に応じ、市教育委員会の指導を受けながら対応します。

4 家庭・地域・関係機関との連携

① 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

学校生活の様子やいじめへの対応方針等について、保護者会、学校だより、ホームページ等を通して積極的に情報を発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団（登下校の見守り等、各種ボランティア）と連携した児童の見守りも行います。

② 学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期（進学時等）に中学校との情報共有を行います。また、転出入時における学校間の情報連携も丁寧に行います。

③ 関係機関との連携

いじめの要因や様態をふまえ、必要に応じ、関係機関（市教育委員会、警察、児童相談所、こども相談センター等）と連携して対応します。

5 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法】

万一、法が規定するいじめ重大事態が発生した際は、法及び関係指針に則り、以下のとおり対応します。

① 重大事態発生への報告

重大事態が発生した際、または重大事態になる可能性のある状況が生じた際、学校は速やかに所沢市教育委員会に報告します。

② 調査の実施

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「所沢市いじめ対応マニュアル」等、関係指針に則って対応します。

重大事態の調査は、市教育委員会がその調査主体を判断することとされています。学校が調査を行う場合、「泉小学校校内いじめ対策組織」に第三者を加えて調査を行う、「対策組織」が行った調査の再分析を第三者に依頼するなどの方法で調査を実施します。

③ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者、関係者への情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者、関係者に対して説明を行います。

イ 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

